

目次

1. 中国知財ニュース

- 1) -1「ビジネス環境改善条例」が2020年1月1日に施行
-2 ブロックチェーン技術の世界特許分析

2) 中国知財最新ニュース

2. 気になるあの話題

オリンピック+知的財産権に関する法律知識」



秋の九寨溝 出所: PIXABAY

【1】中国知財ニュース

1) 「ビジネス環境改善条例」が2020年1月1日に施行

李克強国務院総理が署名をした国務院令、「ビジネス環境改善条例」が、2019年10月8日に国務院第66回常務会議で可決され、2020年1月1日に施行されることが公布されました。

この条例は、中国国内で活動する外資を含む企業に、開かれたビジネス環境を提供することを目指し、知的財産権分野においては、知的財産権の保護を厳格化するため、新たな賠償制度を設けるなど、制度や体制を強化する内容が盛り込まれています。条例は7章72条からなり、ビジネス環境をめぐる各分野について規定が定められています。

条例の主なポイントは以下のとおりです。

- ◆市場参入の更なる緩和
- ◆公正な監督管理の更なる推進
- ◆簡政便民(行政簡素化による国民の利便性向上)の更なる達成
- ◆市場主体の事業投資への信念の更なる向上
- ◆法令の更なる改善
- ◆審査許可と提出用材料を軽減し、行政許可等事項の大幅な撤廃を継続し、リスト管理制度を実施し、市場参入の敷居を継続的に緩和する。
- ◆透明なルール公開を行い、「双随机、一公開(検査対象のランダム決定と法執行者のランダム派遣、検査結果の公開)」を全面的に推進し、公平公正な監督管理を継続的に強化する。
- ◆活力を引き出し、負担を減らし、財産権司法保護を強化し、減税を大幅に推進し、中小微企業へのサービスを継続的に拡大する。
- ◆プロセスを削減し、期限を切り、審査許可プロセスを簡略化・最適化し、電子行政サービス「一网通办(1サイトで全ての受理が可能)」の推進を加速し、市場主体の満足度を継続的に高める。

条例における知的財産権に関する条文は次の通りです。

第二章 市場主体保護

第十五条

知的財産権侵害に対する懲罰的賠償制度を確立し、知的財産権の迅速な協同保護メカニズムの確立を推進し、知的財産権紛争の多元的解決メカニズムと知的財産権の権利行使支援メカニズムを完備し、知的財産権の保護を強化する。

商標登録、専利出願の利便化改革を継続的に深化させ、商標登録、専利出願の審査効率を向上させる。

第三条 市場環境

第二十一条

政府の関係部門は独占禁止法ならびに不正競争防止法の法執行を強化し、市場経済活動における独占行為、不正競争行為及び行政権力の濫用による競争の排除、制限行為を効率的に予防、阻止し、公正な競争の市場環境を作らなければならない。

第二十三条

政府及び関連部門は政策措置を改善し、革新サービスを強化し、市場主体が革新空間を開拓することを奨励、支持し、製品、技術、ビジネスモデル、管理などの革新を持続的に推進し、市場主体の科学技術成果の転化における役割を十分に発揮しなければならない。

第七章 附則

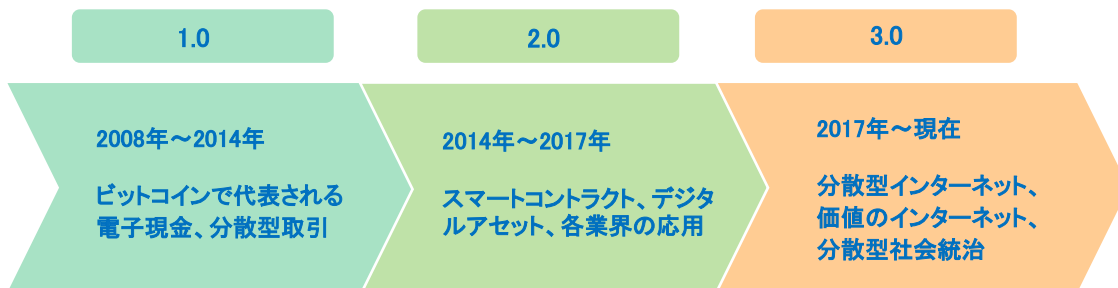
第七十二条

本条例は2020年1月1日から施行される。

2) ブロックチェーン技術の世界特許分析

ブロックチェーン技術とは？

ブロックチェーン技術は「ナカモト サトシ」という名前の学者が2008年に発表した基礎的な論文「ビットコイン: P2P 電子マネーシステム」を根源としています。広く言うと、ブロックチェーンとは、ブロックを時系列に連続的に結合したチェーン状のデータ構造であり、暗号学的に保証された改ざん不可能で偽造不可な分散帳簿です。下記図に示すように、誕生からわずか10年の間にそのアーキテクチャは最初の電子マネーのブロックチェーン1.0から、価値のインターネットを実現するブロックチェーン3.0時代へと急速に進化しました。



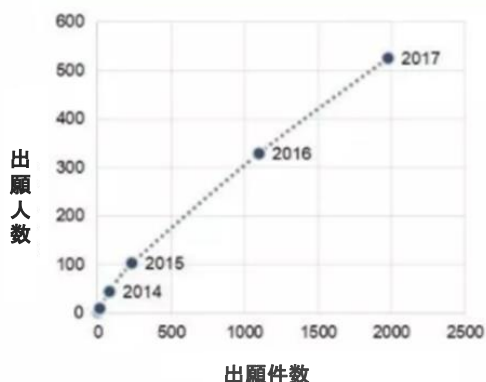
ブロックチェーンの特許出願状況

ブロックチェーンに関する全世界の特許出願は2011年に始まり、2016年から爆発的な増加を見せています。ブロックチェーン技術の出願人数と出願件数はほぼ比例して増加しています。ブロックチェーンの5大サポート技術のうち、データレイヤー、コンセンサスレイヤー、コントラクトレイヤーの研究が焦点となっていて、ネットワークレイヤーとアクチュエータレイヤーの研究は少なく、技術応用のポートフォリオは、仮想通貨から始まり、徐々に多極的な実体分野へと発展し、存在証明が優位性を際立たせています。

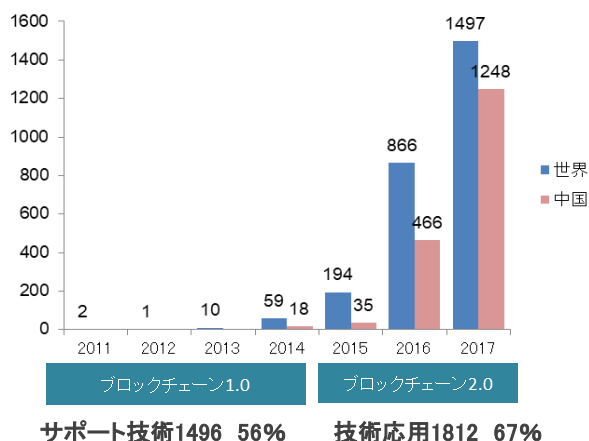
特許ポートフォリオでは、中米両国が重要な市場であり技術リソース国でもありますが、中国は国内のポートフォリオに偏っており、米国は多角的なポートフォリオであることが明らかです。米国の出願の一部がまだ公開されていないことを踏まえると、実際の出願件数は、現時点での出願統計数を上回り、両国間の出願件数の差は現在の統計より小さくなるはずですが、世界ランキングに影響が出るほどではありません。ブロックチェーン技術の出願人は分散していて、ベンチャー企業が多く、明確な特許の障壁や業界をリードする企業などありません。

世界のブロックチェーンに関する特許状況

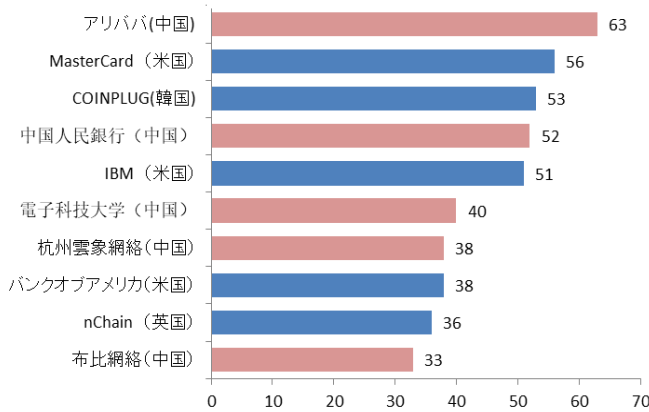
技術ライフサイクル



出願状況と特許技術の構成



出願人世界ランキング



2015年～2017年出願人世界ランキング

出願人	2015	2016	2017
アリババ		31	1
MasterCard	2	1	2
COINPLUG	1	2	3
中国人民銀行		9	4
IBM	6	3	5
電子科技大学		41	6
杭州雲象網絡		7	8
バンクオブアメリカ	10	4	7
nChain			9
布比網絡	3	5	10

ブロックチェーンの重要技術

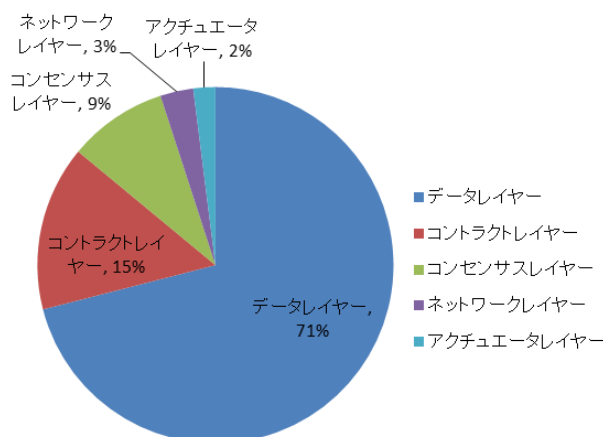
(1) サポート技術

ブロックチェーンのサポート技術には、データレイヤー、コンセンサスレイヤー、コントラクトレイヤー、アクチュエータレイヤー、ネットワークレイヤーが含まれます。関連する革新主体のサポート技術に対する研究は非常に活発で、データレイヤーにおけるデータ管理、復号暗号化とブロックデータ技術、コンセンサスレイヤーのコンセンサスアルゴリズム、コントラクトレイヤーのスマートコントラクト技術を含む多くの技術がブロックチェーン技術の中心技術を構成しています。

関連情報を見ると、現在データレイヤーのチェーン構造とコンセンサスレイヤーのコンセンサスアルゴリズムの前処理に関する研究はまだ少なく、研究余地が大きいことがわかります。ブロックチェーンの応用分野の多様性はコンセンサスレイヤー技術の発展を促進させていて、単一コンセンサスから混合コンセンサスへの発展が、コンセンサスレイヤー技術の発展傾向でもあります。また、スマートコントラクトの応用シーンが増えるにつれ、コントラクトレイヤーも広範囲で注目されており、出願件数も勢いを増しています。研究開発の焦点はコントラクトの安全性問題に集中し、主にスマートコントラクトの配置、テスト、実行、アップグレードにより解決されています。

サポート技術の世界特許出願状況

技術別出願状況



技術リソース国/地域

国	件数
中国	1078件
米国	264件
韓国	28件
日本	16件
欧州	13件

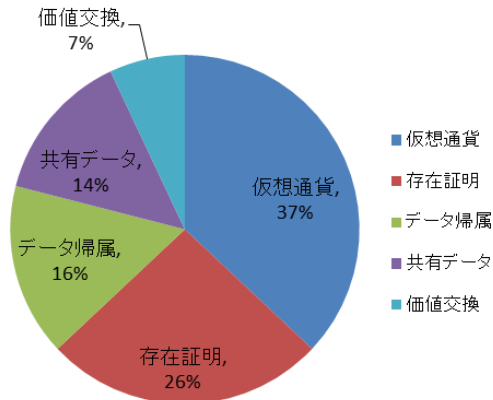
(2) 技術応用

プロジェクトチームによってブロックチェーンの技術応用の全体的なフレームワークが現在確定されました。特許分析からわかるように、ブロックチェーン技術の応用研究は、2013年から始まり、前期は金融通貨が中心で独占的な状態でしたが、応用分野の研究拡大に伴い、データ帰属や共有データがその後急速に発展しました。2014年以降は、存在証明が後発となり、年間特許出願件数も金融通貨を大幅に超えています。

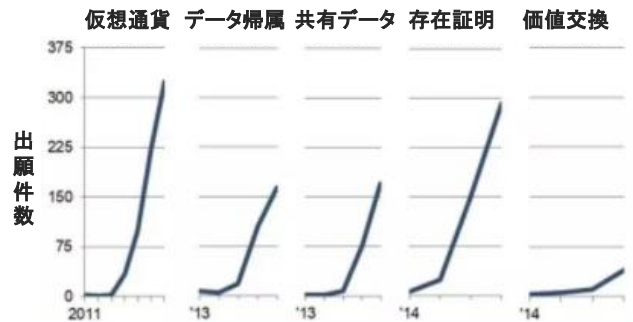
金融通貨分野への応用は日々本格化しており、支払い、取引、清算は今なおその中心で、匿名性にも限界が生じています。これに対し、中国の研究開発の主体は存在証明の特許ポートフォリオを重視しており、偽造防止、公証認証、医療健康管理が注目されています。ブロックチェーン技術の応用は徐々に実体経済での応用に発展しており、同時に新しい分野への応用拡大は、サポート技術の発展に対する高い要求があります。発展ニーズに適応するために、サポート技術の研究開発に対するボトムアップも必要です。

技術応用の世界特許情況

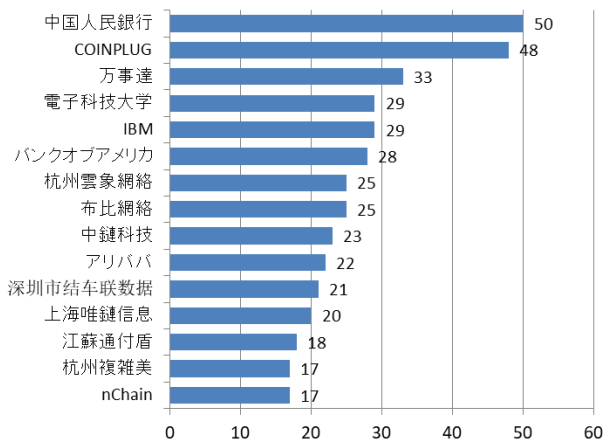
技術応用の分布



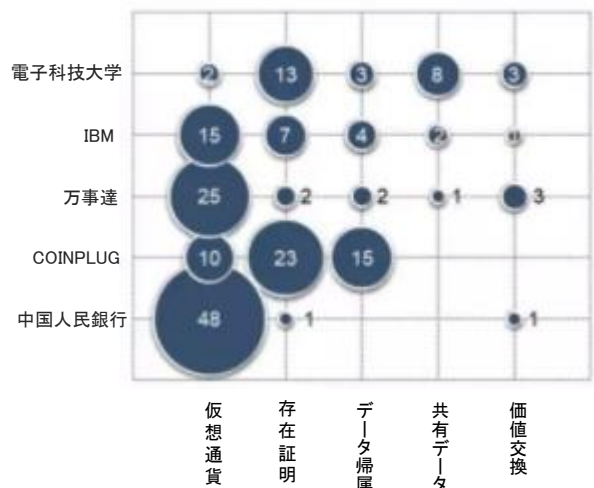
技術応用別出願件数



出願人ランキング



出願人の技術応用ポートフォリオ



2. 中国知財最新ニュース

国家知識産権局による2019年の1-9月の関連統計データのまとめ

特許データ

2019年1月-9月 出願件数

特許99.8万件、実用新案160.3万件、意匠52.9万件

2019年1月-9月 権利付与件数

特許34.6万件、実用新案114.9万件、意匠39.8万件

2019年1月-9月 PCT受理件数

39,799件(そのうち中国国内が36,699件)

2019年1月-9月 復審案件

受理4.0万件、結審2.9万件

2019年1月-9月 無効審判案件

受理0.5万件、結審0.5万件

商標データ (2018年12月16日～2019年9月15日迄)

2019年1月-9月 出願件数

569.9万件

2019年1月-9月 登録件数

511.2万件

2019年1月-9月 異議申立件数

11.2万件

2019年1月-9月 異議裁定件数

6.3万件

2019年1月-9月 マドプロ国際出願件数

4,551件

2019年1月-9月 各種商標評審案件

受理28.1万件、結審24.8万件

商標評審案件審理状況

一、商標評審案件の受理状況

2019年8月16日～9月15日までに受理した各種評審案件は23,696件で、前年同期比20.07%減、前期比15.60%減でした。

2019年1月～9月の各種評審案件の累計受理件数は280,973件で、前年同期比32.27%増、そのうち拒絶査定不服審判の受理件数は239,357件で、前年同期比31.06%増、双方当事者に係る複雑案件の受理件数は41,616件で前年同期比39.72%増でした。

二、商標評審案件の裁定状況

2019年8月16日～9月15日までに審査発行した各種評審案件は28,507件で、前年同期比35.07%増でした。そのうち拒絶査定不服審判案件の発行は25,218件で前年同期比33.45%増、複雑案件の発行は3,289件で前年同期比48.89%でした。

2019年1月～9月の各種評審案件の累計審査発行件数は284,263件で、前年同期比35.49%増でした。

三、商標評審案件の行政復議状況

2019年8月16日～9月15日までに受理した行政復議案件は110件で前年同期比292.90%増、結審した行政復議案件は68件で、前年同期比70.5%増でした。

2019年1月～9月に受理した行政復議案件は685件で、前年同期比33.0%増、結審した行政復議案件は664件で前年同期比42.5%でした。

四、商標評審案件の行政訴訟状況

2019年8月16日～9月15日までに提起された行政訴訟の一審案件は1,148件で、前年同期比10.24%減、前期比18.23%減、提起された二審案件は329件で、前年同期比15.21%減、前期比42.28%減、提起された再審案件は3件でした。

2019年1月～9月までに提起された行政訴訟の一審案件は合計10,662件で前年同期比24.11%増、二審案件は4,232件で前年同期比41.97%増、再審案件は410件で前年同期比44.88%増でした。

【2】気になるあの話題

オリンピック+知的財産権に関する法律知識

オリンピック知的財産とは・・・オリンピックに関連する商標、特殊な標識、作品、特許及びその他の創作成果が有する専有の権利を指します。オリンピックの知的財産権の保護は、開催都市の契約の要求だけでなく、オリンピックが順調に開催されるための保障条件でもあり、同時に開催都市ひいては国の知的財産権の保障レベルを展示・検証するための基準でもあり、開催国の国際的名声にもかかわります。

オリンピックに関する代表的な知財事件はどのようなものがあるのでしょうか。裁判所がオリンピック知財事件を審理する際に、どのような要点に注目するのか、北京知識産権法院が代表的な事案について小括を行った内容を紹介します。

1. 五輪マークをめぐる紛争

オリンピックのテーマに関連する各種標識、スローガン、マスコット、エンブレムなどを含む紛争

事案①「オリンピック五環マーク」事件では、中国汕頭市の食品会社が許可を得ずに製造販売したシリアル製品の包装に、オリンピック五環と中国のスポーツ選手団に関する用語が印刷されており、中国オリンピック委員会に提訴されました。

事案② 北京オリンピックのマスコットである「福娃(フーワー)」作品事件において、創作者である張氏と丁氏は、裁判所に対して、被告の韓氏(当時、北京五輪マスコット改変チーム長)が北京五輪組織委員会に提供したマスコット美術作品は、原告2名が創作し、北京五輪組織委員会に提供した合作作品をアレンジしたものであることを確認してほしいと要請しました。



2. 五輪スタジアムをめぐる紛争

オリンピック競技場の建設に関連する権利と社会的影響に関する紛争

事案:「鳥の巣花火」事件では、北京五輪の主会場である国家体育場(別名「鳥の巣」)の建築作品の著作権者である国家体育場会社が、ある花火会社が制作した「鳥の巣盛放」花火が著作権を侵害していると訴えました。



3. 祭典をめぐるトラブル

主に五輪関連の祭典が開かれる過程で発生した紛争

事案:「音楽噴水」事件は、五輪関連の参考になるその他事件ですが、この事件では、当事者が、青島世界園芸博覧会における音楽噴水の噴射効果の表現が、作品を構成するかどうか、どのような作品を構成するかと権利の帰属が存在するかを論議しました。



4. 競技中継をめぐるトラブル

オリンピック競技は全世界の観衆の関心事で、インターネット技術の発展に伴い、新たなメディアの加入が競技中継における法律紛争の焦点となっています。

事案:「聖火ランナー」事件では、広州にある会社が情報ネットワークを通じて、リアルタイムでオリンピック聖火のエベレストリレーを中継する番組を一般に提供し、権利者である中央テレビ国際ネットワーク会社から情報ネットワーク伝播権を侵害したとして訴えられました。

事件に対する裁判所の審理

一、厳格に法律を執行し、法律の範囲内で積極的に有効な措置を取り、オリンピックの知的財産権者に十分な司法救済を与える。

裁判所は「五輪マーク」事件において、五輪マークが知的財産権に属すると指摘しました。中国オリンピック委員会は、オリンピックの五輪マークを侵害されないように守る義務があり、国際オリンピック委員会の権限に従い、五輪マークを侵害する行為に対して法的措置を取ることができます。被告が許可なく五輪マークを使用したことはすでに著作権侵害になり、被告は相応の法的責任を負わなければなりません。

「鳥の巣花火」事件において、裁判所は、建築作品の保護は、主に実際の機能とは独立した芸術的美感の保護であると指摘しました。被告が「鳥の巣盛放」の花火製品を許可なく製造・販売したことは、国家体育場の建築物に対する原告の権利である複製権、発行権を侵害しています。

二、異なる分野の具体的な保護範囲と強度を合理的に確定し、知的財産権者の権利と他人の合法的な権利、社会公共の利益のバランスの取れた発展を実現する。

「福娃(フーワー)」作品事件では、原告2人が創作した、オリンピックマスコットデザイン大会への出展作品について、北京五輪組織委員会と「確定書簡」を締結し、契約の約束の形式で、著作権を含むがそれに限定されない関連権利を明確に放棄しているため、関連作品に対して相応の主張と請求を提出することができないと裁判所は判断しました。

三、立法の目的と価値によって法律を解釈することを追求し、時代の発展に順応する必要がある。即ち紛争中に生じた新たな状況や新たな問題は、現行法を活用して保護し、文化芸術科学の革新的発展と繁栄を奨励する。

「音楽噴水」事件では、音楽噴水の噴射効果の表現は、美術作品に属する余地があると裁判所は判断しました。中科水景会社は曲の確定、水の動き、デザイナーのプログラミング、総合的段取などの創作行為に従事しているため、関連作品に対する著作権を有しています。

出所:北京知識産権法院 京法網事